

令和5年
9月号Ⅱ

出屋敷交番だより

尼崎南警察署

出屋敷交番

令和5年9月21日(木)～
「秋の全国交通安全運動」
【交通安全の日】
交通安全意識を高める日
↓
9月21日(木)



9月30日(土)は、
期間。
「交通事故死ゼロを目指す日」
↓
9月30日(土)

◆ 秋の全国交通安全運動 ◆ ～やさしさと笑顔で走る兵庫の道～

【飲酒運転の根絶】「三ない運動」の遵守による飲酒運転の追放!

- 「酒を飲んだら運転しない」「運転するときは酒を飲まない」「運転する人には酒を飲ませない」の「三ない運動」を厳守し、社会全体で飲酒運転の根絶に努めましょう。



【電動キックボード等に関する主な交通ルールについて】

- 本年7月1日から規格にあった電動キックボードが、「特定小型原動機付自転車・特例特定小型原動機付自転車」に分類されました!

- 【主な交通ルール】 ● 16歳以上
- 運転免許不要 ● ヘルメット
 - 着用努力義務 ● 自賠責保険必要
 - ナンバープレート必要
 - 最高速度20km/h (特例特定小型原動機付は6km/h)

- * 道路運送車両法の保安基準に適合している必要があります
- * 交通ルールを守って、安全に利用しましょう!

特定小型原動機付自転車 (いわゆる電動キックボード等) 兵庫県警察本部 交通企画課
に関する主な交通ルールについて
これらの特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが適用されるのは、令和5年7月1日からです。

● 特定小型原動機付自転車とは、各種基準を満たすものをいいます。

性能等確認済 (特定名称・確認済車種)
特定原付 [車名・型式]
道路運送車両の保安基準 (ヘッドライト、警告器、後部反射器等の備え付け) に適合したものは「性能等確認済」のシール等が付いています。

【車体の構造】
・定格出力0.60kw以下
・20km/hを超える速度を出ることが出来ない。
・走行中に最高速度設定を変更できない。
・オートスタート/ストップ機能であること。

● 主な交通ルール (運転する前に)

- 飲酒運転はダメ! 極めて重罪・危険な犯罪です!
- 交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要ですので、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

● 主な交通ルール

- 原則として、**車両用の信号に従わなければなりません。**
- 道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはいけません。

「禁止通行」 「車両通行止め」 「車両進入禁止」 「特定小型原動機付自転車・自転車通行禁止」 「指定方向外通行禁止」 「一方通行」 「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行」

特定小型原動機付自転車は、通行・進入してはいけません。

特定小型原動機付自転車も従わなければなりません。

- 一時停止すべき場所
道路標識等により一時停止すべきとされているときは、停止線の直前(停止線がない場合は交差点の直前)で一時停止しなければなりません。

兵庫県警尼崎南警察署
06-6487-0110

出屋敷交番
内線(507)